

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令  
案 新旧対照条文

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第十九号）（抄）（第一条関係） 1頁
- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）（抄）（第二条関係） 3頁
- 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成二十七年文部科学省令第二十九号）（抄）（附則第二項関係） 18頁

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学級編制及び教職員配当の基準に関する報告）</p> <p>第一条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の教育委員会に対し、毎学年、別に定めるところにより、学級編制及び教職員配当の基準に関する報告を求めることができる。</p> <p>（教職員定数及び標準学級数に関する報告）</p> <p>第二条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び指定都市の教育委員会に対し、毎年度、別に定めるところにより、五月一日現在の教職員定数及び標準学級数に関する報告を求めることができる。</p> <p>（学級編制又はその変更についての届出）</p> <p>第三条 都道府県の教育委員会は、市（指定都市を除き、特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の設置する義務教育諸学校の学級編制について、当該市町村の教育委員会から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。第四号及び次項において「法」という。）第五条の規定による届出を受け</p>	<p>（学級編制及び教職員配当の基準に関する報告）</p> <p>第一条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、毎学年、別に定めるところにより、学級編制及び教職員配当の基準に関する報告を求めることができる。</p> <p>（教職員定数及び標準学級数に関する報告）</p> <p>第二条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、毎年度、別に定めるところにより、五月一日現在の教職員定数及び標準学級数に関する報告を求めることができる。</p> <p>（学級編制又はその変更についての届出）</p> <p>第三条 都道府県の教育委員会は、市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の設置する義務教育諸学校の学級編制について、当該市町村の教育委員会から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。第四号及び次項において「法」という。）第五条の規定による届出を受けた場合には、次の</p>

た場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一〇五(略)

2  
(略)

各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一〇五(略)

2  
(略)

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）（抄）（第二条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般教職員 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する一般教職員をいう。</p> <p>二 経験年数 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）に相当する都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の条例、規則等の定めるところにより算定した一般教職員として在職した年数（その年数に換算された年数を含む。）でその者の</p>	<p>義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般教職員 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する一般教職員をいう。</p> <p>二 経験年数 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）に相当する都道府県の条例、規則等の定めるところにより算定した一般教職員として在職した年数（その年数に換算された年数を含む。）でその者の当該年度の前年度の三月三十一日までのものをいう。</p>

当該年度の前年度の三月三十一日までのものをいう。

(都道府県教員基礎給料月額等の算定方法)

第二条 令第一条第四号に規定する都道府県教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等(同号に規定する都道府県及び市町村の設置する小学校等をいう。以下同じ。)の一般教職員(栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭(以下「栄養主幹教諭」という。)、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養主幹教諭及び栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。))及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、退職者、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者(以下「大学院修学休業者」という。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている者(以下「自己啓発等休業者」という。))及び同法二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者(以下「配偶者同行休業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)の実数で除して得た額とする。

(教員基礎給料月額の算定方法)

第二条 令第一条第四号に規定する教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等(同号に規定する小学校等をいう。以下同じ。)の一般教職員(栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭(以下「栄養主幹教諭」という。)、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養主幹教諭及び栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。))及び事務職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(以下「育児休業者」という。)、退職者、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者(以下「大学院修学休業者」という。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている者(以下「自己啓発等休業者」という。))及び同法二十六条の六第一項の規定により同項に規定する配偶者同行休業をしている者(以下「配偶者同行休業者」という。)を除く。以下この条において同じ。)の実数で除して得た額とする。

一 別表第一の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第二の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四 別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教

一 別表第一の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第二の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四 別表第四の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である助教諭、養護

職員である助教諭、養護助教諭及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

助教諭及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

2 令第一条第十二号に規定する指定都市教員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等（同号に規定する指定都市の設置する小学校等をいう。以下同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

（新設）

一 別表第一の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

（新設）

二 別表第二の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

（新設）

三 別表第三の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

（新設）

四 別表第四の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である教諭及び養護教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第五の月額欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である助教諭、養護助教諭及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

(都道府県栄養教諭等基礎給料月額等の算定方法)

第三条 令第一条第六号に規定する都道府県栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市（指定都市を除き、特別区を含む。以下この条及び第五条において同じ。）町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下この条において同じ。）の一般教職員である栄養主幹教諭及び栄養教諭（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）並びに学校栄養職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。

(新設)

(新設)

(栄養教諭等基礎給料月額等の算定方法)

第三条 令第一条第六号に規定する栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下この条において同じ。）の一般教職員である栄養主幹教諭及び栄養教諭（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）並びに学校栄養職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除した額とする。



一 別表第三の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第四の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第六の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

2 | 令第一条第十四号に規定する指定都市栄養教諭等基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養主幹教諭及び栄養教諭並びに学校栄養職員の実数で除して得た額とする。

一 別表第三の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第四の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第六の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等及び市町村立の共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

一 別表第三の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である栄養主幹教諭の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

二 別表第四の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

三 別表第六の月額欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

3 次の表の上欄に掲げる場合における栄養主幹教諭又は栄養教諭に対する前二項の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に定める年数を当該者の栄養主幹教諭又は栄養教諭としての経験年数とみなす。

2 次の表の上欄に掲げる場合における栄養主幹教諭又は栄養教諭に対する前項の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に定める年数を当該者の栄養主幹教諭又は栄養教諭としての経験年数とみなす。

学校栄養職員として在職した者が引き続き栄養教諭とな	当該者の学校栄養職員としての経験年数に应ずる別表第六の表の月額欄に
---------------------------	-----------------------------------

学校栄養職員として在職した者が引き続き栄養教諭とな	当該者の学校栄養職員としての経験年数に应ずる別表第六の表の月額欄に
---------------------------	-----------------------------------

<p>つた場合</p>	<p>掲げる額の直近上位の別表第四の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合）      掲げる額は、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に      応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に合算した年数</p>	<p>学校栄養職員として在職した者が引き続き栄養主幹教諭となった場合</p>	<p>当該者の学校栄養職員としての経験年数に      応ずる別表第六の表の月額欄に掲げる額の直近上位の別表第三の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合）      掲げる額は、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に      応ずる同表の経験年数の欄</p>
<p>つた場合</p>	<p>掲げる額の直近上位の別表第四の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合）      掲げる額は、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に      応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に合算した年数</p>	<p>学校栄養職員として在職した者が引き続き栄養主幹教諭となった場合</p>	<p>当該者の学校栄養職員としての経験年数に      応ずる別表第六の表の月額欄に掲げる額の直近上位の別表第三の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合）      掲げる額は、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に      応ずる同表の経験年数の欄</p>

	<p>に掲げる経験年数を当該者の栄養主幹教諭としての経験年数に合算した年数</p>
<p>学校栄養職員として在職した者が、引き続き栄養教諭となり、かつ、当該栄養教諭として在職した後引き続き栄養主幹教諭となった場合</p>	<p>当該者の学校栄養職員としての経験年数に必ずる別表第六の表の月額欄に掲げる額の直近上位の別表第四の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあつては、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に必ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養主幹教諭及び栄養教諭としての経験年数に合算した年数</p>

(都道府県事務職員基礎給料月額等の算定方法)

第四条 令第一条第八号に規定する都道府県事務職員基礎給料月額は、別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に必ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に必ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数を乗じて得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府

	<p>に掲げる経験年数を当該者の栄養主幹教諭としての経験年数に合算した年数</p>
<p>学校栄養職員として在職した者が、引き続き栄養教諭となり、かつ、当該栄養教諭として在職した後引き続き栄養主幹教諭となった場合</p>	<p>当該者の学校栄養職員としての経験年数に必ずる別表第六の表の月額欄に掲げる額の直近上位の別表第四の月額欄に掲げる額（同表の月額欄に掲げる額に直近上位の額がない場合にあつては、同表の月額欄に掲げる最上位の額）に必ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数を当該者の栄養主幹教諭及び栄養教諭としての経験年数に合算した年数</p>

(事務職員基礎給料月額の算定方法)

第四条 令第一条第八号に規定する事務職員基礎給料月額は、別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に必ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に必ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である事務職員（育児休業者、休職者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数を乗じて得た額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の小学校等の一般教職員である事務

県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

2 令第一条第十六号に規定する指定都市事務職員基礎給料月額は、別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数で除して得た額とする。

(都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額等の算定方法)

第五条 令第一条第十号に規定する都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部（都道府県及び市町村の設置する特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一 別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五

職員の実数で除して得た額とする。

(新設)

(特別支援学校教職員基礎給料月額等の算定方法)

第五条 令第一条第十号に規定する特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部（公立の特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、休職者、大学院修学休業者、自己啓発等休業者及び配偶者同行休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。

一 別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五

月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四 別表第十一の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第十二の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年

月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

二 別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

三 別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

四 別表第十一の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第十二の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年

数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

六 別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

七 別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

2 | 令第一条第十八号に規定する指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部（指定都市の設置する特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）の一般教職員の実数で除して得た額とする。

数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

六 別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

七 別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に应ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に应ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

（新設）

一 別表第八の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

二 別表第九の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である副校長及び教頭の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

三 別表第十の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である主幹教諭及び指導教諭の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)

四 別表第十一の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額

(新設)



五| 別表第十二の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

六| 別表第六の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

七| 別表第七の月額欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該指定都市における当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

3| 第三条第三項の規定は、前二項の規定の適用について準用する。この場合において、「別表第三」とあるのは「別表第十」と、「別表第四」とあるのは「別表第十一」と読み替えるものとする。

(都道府県教員算定基礎定数等の算定に含まない者)

(新設)

(新設)

(新設)

2| 第三条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、「別表第三」とあるのは「別表第十」と、「別表第四」とあるのは「別表第十一」と読み替えるものとする。

(教員算定基礎定数等の算定に含まない者)

第六条 令第一条第五号、第七号、第九号、第十号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号及び第十九号の文部科学省令で定める者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づく条例の規定により休職にされた者のうち、この者が一般職の国家公務員であると仮定した場合には給料が支給されないこととなるものとする。

附則

第三条 当分の間、第三条第二項中「学校栄養職員」とあるのは「学校栄養職員のうち、学校給食法第二条各号に掲げる学校給食の目標、学校給食の栄養に関する専門的事項その他の学校給食の実施に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該指定都市の教育委員会が指定した者」とする。

第六条 令第一条第五号、第七号、第九号及び第十一号の文部科学省令で定める者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づく条例の規定により休職にされた者のうち、この者が一般職の国家公務員であると仮定した場合には給料が支給されないこととなるものとする。

附則

（新設）

○ 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成二十七年文部科学省令第二十九号）（抄）（附則第二項関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第四条の文部科学省令で定める算定の方法）</p> <p>第二条 令第四条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五十七号。以下この条において「限度政令」という。）第一条第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の前期課程につき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下この条において「標準法」という。）第六条の二の規定の例により算定した数と標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条第一項及び第八条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。</p> <p>2 令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第七号及び第十四号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第八条の二の規定</p>	<p>（令第四条の文部科学省令で定める算定の方法）</p> <p>第二条 令第四条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五十七号。以下この条において「限度政令」という。）第一条第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の前期課程につき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下この条において「標準法」という。）第六条の二の規定の例により算定した数と標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条第一項及び第八条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。</p> <p>2 令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第七号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第八条の二の規定の例により算</p>

の例により算定した数とする。

3 令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第九号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定の例により算定した数とする。

4 令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第十三号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第六条の二の規定の例により算定した数と標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条第一項及び第八条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。

5 令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第十七号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定の例により算定した数とする。

定した数とする。

3 令第四条の規定により読み替えて適用される限度政令第一条第九号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校及び中等教育学校の前期課程につき、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定の例により算定した数とする。

(新設)

(新設)